

## 株式会社横浜銀行が実施する 株式会社協和商会に対する 川崎市 ESG ファイナンスモデル事業の ポジティブ・インパクト・ファイナンス原則適合性に係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、川崎市 ESG ファイナンスモデル事業に採択された株式会社横浜銀行が実施する株式会社協和商会に対するファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

\* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。



## 第三者意見書

2023年2月28日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：

川崎市 ESG ファイナンスモデル事業に採択された  
株式会社協和商会に対するファイナンス

貸付人：株式会社横浜銀行

評価者：株式会社浜銀総合研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



# JCR Sustainable

## 日本格付研究所サステナブル評価

### I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、川崎市 ESG ファイナンスモデル事業に採択された株式会社横浜銀行が実施する株式会社協和商会（「協和商会」）に対するファイナンスについて、株式会社浜銀総合研究所による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。横浜銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、浜銀総合研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、横浜銀行及び浜銀総合研究所にそれを提示している。なお、横浜銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、PIF 原則等で参照している IFC の定義に拠っている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7% を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9% にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕



# JCR Sustainable

## 日本格付研究所サステナブル評価

方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。<sup>1</sup>

- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

## II. PIF 原則への適合に係る意見

### PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

横浜銀行及び浜銀総合研究所は、本ファイナンスを通じ、協和商会の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、協和商会がポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

### PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、横浜銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

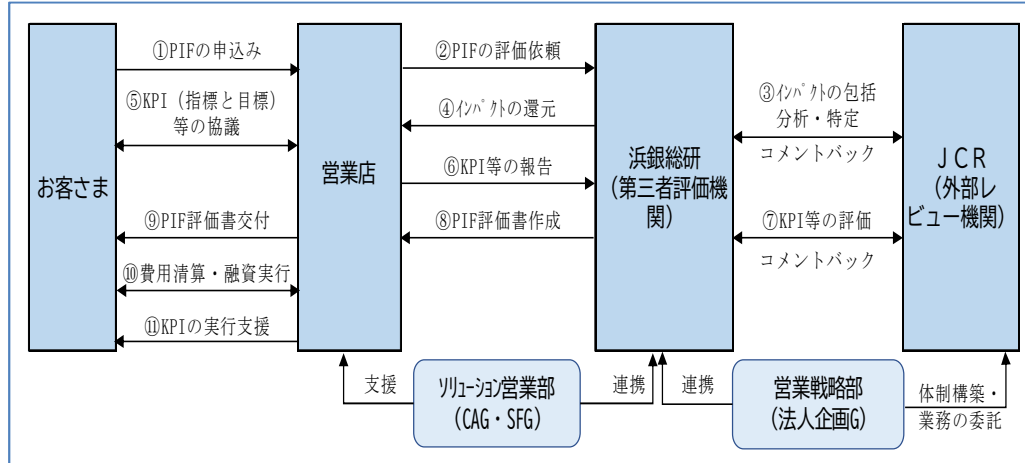
<sup>1</sup> 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



# JCR Sustainable

## 日本格付研究所サステナブル評価

(1) 横浜銀行は、PIF 実施に際しては以下の実施体制を確立している。



(出所：横浜銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、横浜銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、横浜銀行からの委託を受けて、浜銀総合研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

### PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て浜銀総合研究所が作成した評価書を通して銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

### PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、浜銀総合研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。



### III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である協和商会から貸付人である横浜銀行及び評価者である浜銀総合研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で对外公表も検討していくこととしている。

- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
- 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
- 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
- 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

### IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)



# JCR Sustainable

日本格付研究所サステナブル評価

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

---

梶原 敦子

担当主任アナリスト

梶原 敦子

---

梶原 敦子

担当アナリスト

川越 広志

---

川越 広志



# JCR Sustainable

## 日本格付研究所サステナブル評価

### 本第三者意見に関する重要な説明

#### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

#### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース  
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

#### 3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

#### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

#### 5. JCR の第三者性

本ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

#### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものもを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

#### ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成した川崎市 ESG ファイナンスモデル事業のポジティブ・インパクト・ファイナンス原則適合性評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。  
事業主体：川崎市 ESG ファイナンスモデル事業のポジティブ・インパクト・ファイナンス原則適合性に関するファイナンスを実施する金融機関をいいます。  
調達主体：川崎市 ESG ファイナンスモデル事業のポジティブ・インパクト・ファイナンス原則適合性に関するファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

#### ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

#### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル



# 川崎市 ESG ファイナンスモデル事業の PIF 原則適合性評価書

株式会社浜銀総合研究所は、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が公表しているポジティブインパクトファイナンス原則に準じて、株式会社協和商会（以下協和商会）の包括的なインパクト分析を行いました。

横浜銀行は、本評価書で特定されたポジティブインパクトの向上とネガティブインパクトの低減に向けた取り組みを支援するため、協和商会に対し、川崎市 ESG ファイナンスモデル事業において PIF 原則との適合性が確認された本ファイナンスを実施します。

## 本ファイナンスに係る借入金の概要

借入人の名称	株式会社協和商会
借入金の金額	153,000,000 円
借入金の資金使途	設備資金
モニタリング期間 (返済期限)	13 年 6 ヶ月

## 1. 企業の事業概要

企業名	株式会社協和商会
従業員数	34 名
売上高	606,319 千円（2021 年 7 月期）
所在地・事業所 (工場拠点、子会社を含む)	<所在地> 神奈川県川崎市川崎区浅野町 6 番 16 号 <営業所等> 埼玉営業所 埼玉ヤード 向山工場内作業所 王子製鉄内作業所 (建設予定 福島ヤード・処理場)
主たる事業分野	非鉄金属の加工並びに販売事業 自動車運送取扱事業 産業廃棄物処分業 製鐵、製鋼所内メンテナンス作業一式

## ● 沿革

協和商会は1958年に製鉄原料の販売業として創業した。1973年にスラグ処理及び加工作業、1979年にスクラップ等の製鋼原料の販売、1984年に産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物収集運搬業を開始するなど、鉄鋼資材の物流や収集運搬にトータルで関わる事業を展開している。

沿革は以下になる。

1958年9月（昭和33年）	資本金50万円で有限会社協和商会を設立。神奈川県公安委員会より金属商の許可を受け、川崎区内にて製鉄原料の販売を始める。
1961年5月（昭和36年）	資本金を150万円に増資。
1967年9月（昭和42年）	資本金を350万円に増資。
1973年9月（昭和48年）	群馬県、王子製鉄株式会社内に重機を導入しスラグ処理及び加工作業を開始する。
1979年12月（昭和54年）	スクラップ等の製鋼原料の販売を目的として「株式会社大和」を設立。
1984年7月（昭和59年）	川崎市の産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物収集運搬業を取得する。
1985年7月（昭和60年）	資本金を840万円に増資。
1985年9月（昭和60年）	資本金を1,000万円に増資。
1985年11月（昭和60年）	経営多角化の一環として関東運輸局より一般区域（限定）貨物自動車運送事業の免許取得。
1987年5月（昭和62年）	事業区域神奈川県とする一般貨物自動車運送事業の免許を取得する。
1993年3月（平成5年）	一般貨物自動車運送事業免許の事業区域を首都圏に拡張し貨物運送取扱事業を取得。
1997年1月（平成9年）	首都圏の産業廃棄物収集運搬業の許可を取得。
2003年7月（平成15年）	埼玉営業所・向山工場内作業所を設置し事業範囲の拡大をする。
2007年5月（平成19年）	JFEスチール内に営業所設置。

## ● 事業活動

協和商会は、製鉄、製鋼、非鉄金属原料の加工並びに販売、一般貨物自動車による自動車輸送取り扱い事業、製鉄所内清掃メンテナンス作業一式、産業廃棄物処分業を営む。大規模設備等の解体工事から輸送や処分までワンストップで行えることを強みとしている。

## ● 外部・内部環境

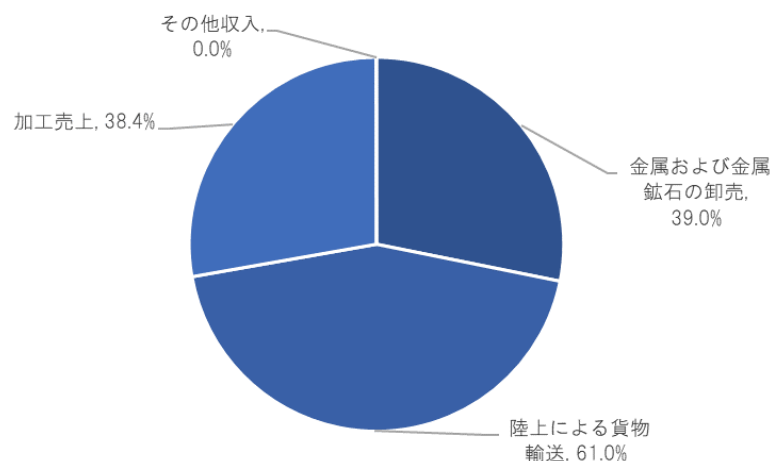
日本国内における鉄鋼生産拠点や設備等の再編、そして、新型コロナウイルスの影響による鉄鋼需要の減少により、当社大手取引先であるJFEスチールが京浜地区内事業所の撤退を2024年に行うことが決定している。このため、協和商会のJFEスチール京浜地区での運送業務は2021年2月に完全撤退を余儀なくされた。結果、構内運搬が無くなり、運輸収入の減少に繋がっている状況である。影響については前年度に対して、直近決算（2021年7月期）では売上3,000万円の減少となった。

加えて、金属片の最終納品地である日本製鉄についても、過剰設備の統合及び脱炭素における電炉もしくは水素炉へのシフトの進展による、日本国内における鉄鋼生産拠点や設備等の再編に伴い、取引量が減少する可能性が高くなっている。

なお、JFEの運送業務を撤退した代わりに、製鉄・製鉄所内清掃メンテナンス業務を拡大したことで堅調に推移しているものの、他収入に代替する事業とはなっていない。

上記の要因により、現在の事業の売上高維持が難しくなることが予想される状況にある。

図 1：売上構成のグラフ(第 63 期 2021 年 7 月期)



(出所) 協和商会提供の事業別売上構成比より浜銀総合研究所が作成

## ● 企業理念

協和商会の企業理念は以下の通りである。「協力し合い和をもって商いをする」が社名の由来になる。

### <企業理念>

誠意と努力と正確さ

### <スローガン>

安心・安全の物流にて社会貢献をする

### <お客様への5つの誓い>

- 【1】お客様からお預かりするのは商品です。
- 【2】お客様の企業価値向上を支えます。
- 【3】お客様の生産性向上に寄与します。
- 【4】法令を遵守します。
- 【5】お客様への安心安全を守ります。

## ● 環境方針・事業戦略

協和商会の環境方針と事業戦略は以下になる。

環境方針 資源の有効活用及び環境保全に取り組む

事業戦略 適正なリサイクルとリユースにより資源の循環及び地域防災の確立を目指し、大量廃棄時代に向けシステムの拡充と発電事業者の営業を行う。

車両清掃時の高圧洗車機による使用水量削減や、運送車両の排ガス規制や燃費向上、運輸効率化するための車両搭載システム及び管理ソフトの導入のほかにも備品等に環境にやさしいものを活用するなど環境や資源に対する取組を実施してきた。協和商会は今般のプロジェクトを「リユースや太陽光パネル処理工程を円滑に行う事で環境負荷を軽減し、リユース品を用いて介護、医療、教育施設などにリユースパネルを無料提供することで災害時の電源対策などを行いエネルギーの社会還元を行っていく」ものと位置付けている。資源リサイクルや廃棄物量の削減、環境汚染防止、リユースパネルを使用したエネルギーの有効活用を新規事業として本格的に取り組んでいく方針である。

- SDGs への理解と取組

SDGs への理解と取組について体系立った検討を過去に行っていないが、ファイナンスを実施するために既存事業、新規事業について網羅的に取組のインパクトを検討する中で、取組内容のインパクトの度合いや実現性、妥当性について多角的に検討している。

- SDGs 推進案

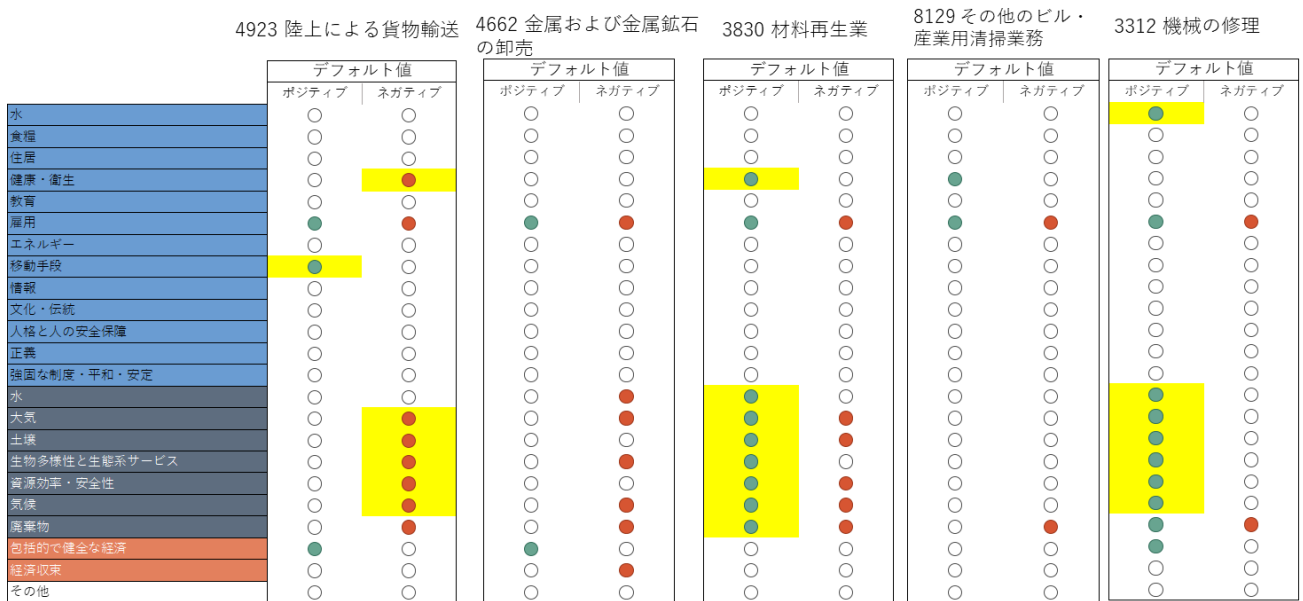
SDGs への理解は、小川代表取締役が就任後多くの社内改革を進めるなかで推進してきたが、従業員のSDGs に対する理解や啓蒙についてはまだ十分に行っていない。今後は新事業を進めるにあたり、事業の背景とSDGs のゴールとターゲットの紐づきを従業員へ理解浸透を図っていく。

## 2. 協和商会の包括的分析

### ● 業種別インパクトの状況

PIF 原則及びモデル・フレームワークに基づき、浜銀総合研究所が定めている所定のインパクト評価の  
 手続きを実施した。まず、UNEP FI の定めたインパクト評価ツールを用い、ポジティブインパクト及びネ  
 ガティブインパクトが発現するインパクト・カテゴリとして、「水（入手可能性）」、「健康・衛生」、  
 「雇用」、「移動手段」、「水（質）」、「大気」、「土壌」、「生物多様性と生態系サービス」、「資  
 源効率・安全性」、「気候」、「廃棄物」、「包括的で健全な経済」、「経済収束」におけるインパクト  
 を確認している。それを参考に、各インパクト・カテゴリに対して、ネガティブインパクトとその低減  
 策、ポジティブインパクトとその向上に資する同社の活動をプロットし、更に SDGs のゴール及びターゲッ  
 トへの対応関係についても評価した。各事業の所在地は国内であり、事業別に UNEP 分析ツールによりポジ  
 ティブ、ネガティブな項目を判定したものが以下になる。

図 2：特定したインパクト一覧



項目	ポジティブ	ネガティブ
水（入手可能性）	●	
健康・衛生	●	●
雇用	●	●
移動手段	●	
水（質）	●	●
大気	●	●
土壌	●	●
生物多様性と生態系サービス	●	●
資源効率・安全性	●	●
気候	●	●
廃棄物	●	●
包括的で健全な経済	●	
経済収束		●

(出所) UNEP 分析ツールより浜銀総合研究所が作成

協和商会の個別要因を加味したインパクトの特定は以下になる。

水資源の量（入手可能性）に関する取組、健康や衛生増進の取組、水質改善に係る取組、大気、土壌、生態系、気候への改善促進するような取組は行っていないことからポジティブインパクトから「水（入手可能性）」、「健康・衛生」、「水（質）」、「大気」、「土壌」、「生物多様性と生態系サービス」、「気候」を削除した。

ネガティブインパクトとして特定した「雇用」は時間外労働の抑制等が図られておりネガティブな低減の必要性が低いこと、「大気」は温室効果ガスといった広い範囲の大気汚染を抑制する取組ではないこと、「経済収束」は不平等を軽減するような経済収束にかかる取組がないことからインパクトから削除した。

一方で、協和商会の取組にある「教育」、「エネルギー」のポジティブインパクトを追加し、ネガティブインパクトは「水（入手可能性）」の取組を行っていることから追加した。

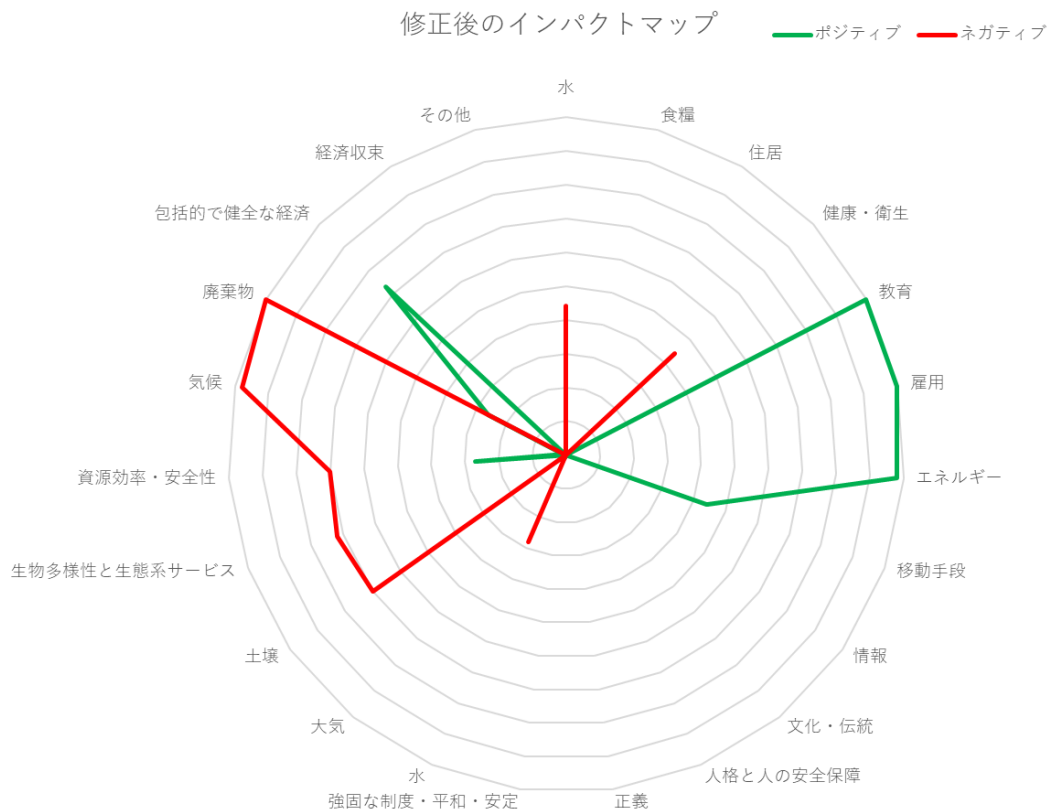
項目	ポジティブ	ネガティブ
水（入手可能性）		●
健康・衛生		●
教育	●	
雇用	●	
エネルギー	●	
移動手段	●	
水（質）		●
土壌		●
生物多様性と生態系サービス		●
資源効率・安全性	●	●
気候		●
廃棄物	●	●
包括的で健全な経済	●	

● インパクトに係る戦略的意図やコミットメント

PIF 原則及びモデル・フレームワークにより抽出した 13 の項目と本評価におけるインパクトは以下になる。

	特定したインパクト	特定したインパクトの項目
①	【車両清掃時の水資源の管理・AI を活用した運送効率向上】	「水（入手可能性）」 「移動手段」 「水（質）」
②	【労働安全衛生マネジメントシステムの構築】	「健康・衛生」 「教育」 「雇用」 「包括的で健全な経済」
③	【新事業における温室効果ガス・廃棄物の削減】	「エネルギー」 「資源効率・安全性」 「気候」 「廃棄物」
④	【生態系・土壌汚染防止対策】	「健康・衛生」 「土壌」 「生物多様性と生態系サービス」

図 3：特定したインパクトレーダー





(出所) UNEP 分析ツールより浜銀総合研究所が作成

### 3. 協和商会に係る本ファイナンスにおける KPI の決定

以下より特定したポジティブインパクトとネガティブインパクトの内容を記載する。

#### ● 車両清掃時の水資源の管理・AI を活用した運送効率向上

項目	内容
インパクトの種類	ポジティブインパクト・ネガティブインパクト
インパクト・カテゴリ	ポジティブインパクト「移動手段」 ネガティブインパクト「水（入手可能性）」 「水（質）」
影響を与える SDGs の目標	 
内容・対応方針	【車両清掃時の水資源の管理・AI を活用した運送効率向上】
毎年モニタリングする目標と KPI	目標：車両清掃時の水使用量の管理 AI を活用した物流効率の向上 KPI：清掃時の水使用量の維持又は削減

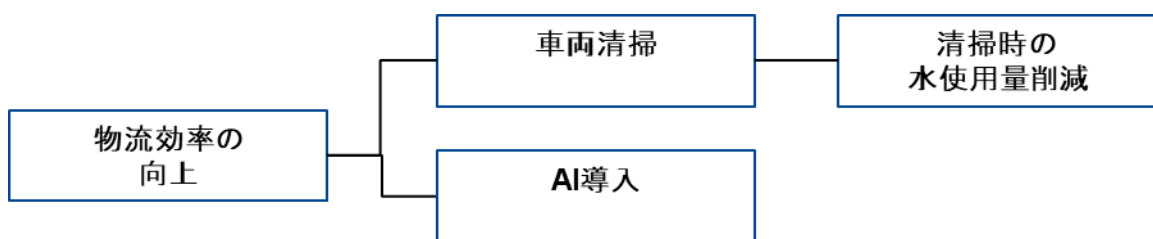
昨今生活用水や産業用水の増加により円滑な水循環に問題が発生している。川に流れる水量の減少や水質の悪化、渇水の頻発など、地球温暖化による影響も指摘されている。これらを背景として、2014年7月に水循環基本法が施行された。水循環基本法には「水の利用に当たっては、健全な水循環の配慮に努めること」と明記されている。

協和商会は、各拠点に車両を保有しており、定期的な車両のメンテナンスや清掃を行っている。これら清掃を怠ると大きく運送効率に影響を与える。取組として車両清掃時の水使用量に焦点を当てている。

また、別の運送効率の観点では、AIを導入した運送ルート判定である。

協和商会の“車両清掃時の水使用量の管理・AI を活用した運送効率向上”の体系図は以下になる。

図 4：車両清掃時の水資源の管理・AI を活用した運送効率向上のロジックツリー



(出所) 浜銀総合研究所が作成



取組の1点目は、車両の清掃による運送効率の向上である。

表1にあるように協和商会は車両を保有している。大型車両を主に特殊車両も複数保有している。清掃の意義は会社によって様々あるが、多くは「安全運行」の原点にある。この安全運行を行うために5S活動での5工程である「整理・整頓・清掃・清潔・躰」を行う必要がある。車両清掃は5Sの清掃と清潔に該当する。清掃（洗車する事）する事で、各部の「異常」を発見し対処することが可能になる。

表1：拠点別の車両保有台数

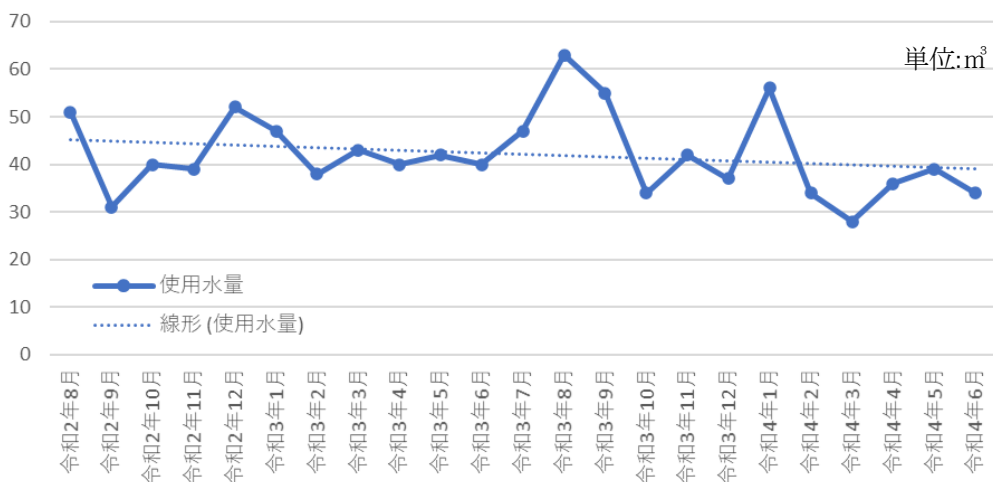
拠点	保有設備	台数
本社（川崎）	大型車両	12
	ジョベルローダー	2
埼玉ヤード	大型車両	5
	バキューム車両	1
向山工場営業所	構内車両	1
	バキューム車両	1
	ジョベルローダー	1
王子製鉄営業所	ジョベルローダー	1
	ペイローダー	1

（出所）協和商会提出資料より作成

直近の水使用量の推移は図5である。月によって変動があるが、これは降水量などの天候や走行距離によって使用量が変ることによる。平均の使用量でみるとやや減少傾向にある。これは高压洗浄機を導入したことの影響である。

協和商会は今後も水使用量について定期的に管理し、水資源の適正利用に努めていく。

図5：水使用量の推移



（出所）協和商会提供の資料より引用

2点目はAIによる物流効率化である。令和3年6月に閣議決定された「総合物流施策大綱（2021年度～2025年度）」においても、取り組むべき施策として「物流DXや物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化（簡素で滑らかな物流の実現）」が挙げられている。特に荷待ち時間（荷主や物流施設の都合によってドライバー側が待機している時間）はドライバーの時間外労働につながるため業界としても解決すべき課題となる。

協和商会においても、物流効率化は喫緊の課題でもある。現在ベンダーへ必要データを提出し、2022年秋頃にテスト運用が始まる予定である。予測データを駆使し、数日先の車両の手配、人員調整を可能にし物流効率化を目指している。

推進体制について、車両清掃は各現場責任者、AI 導入は業務課長が中心となり取り組む。

この取組は UNEP FI のインパクトレーダーでは「水（入手可能性）」・「移動手段」・「水（質）」に該当し、SDGs の 17 目標 169 ターゲットでは「6.3」「6.4」「8.2」のゴールに貢献すると考えられる。

● 労働安全衛生マネジメントシステムの構築



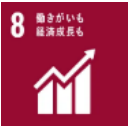
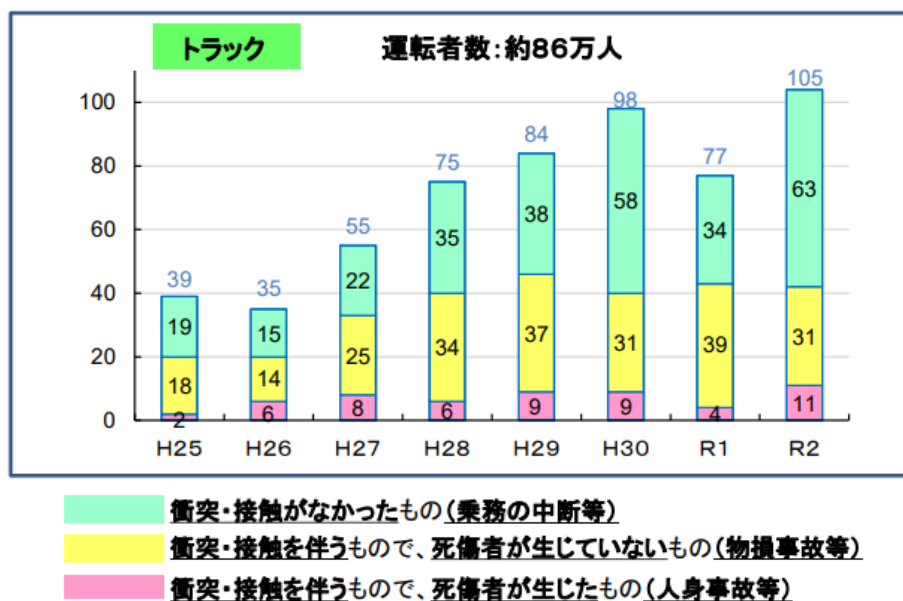
項目	内容
インパクトの種類	ポジティブインパクト・ネガティブインパクト
インパクト・カテゴリ	ポジティブインパクト「教育」「雇用」「包括的で健全な経済」 ネガティブインパクト「健康・衛生」
影響を与える SDGs の目標	  
内容・対応方針	労働安全衛生マネジメントシステムの構築
毎年モニタリングする目標と KPI	目標：従業員の健康安全の確保 ダイバーシティの推進 従業員のスキル向上 KPI：労災抑制のため月次で勉強会を開催し業務災害 0 件を継続する（直近実績 0 件） 2025 年までにフォークリフトは 70%、小型移動式クレーンは 30%の資格保有率を目指す

図 6 はトラックにおける健康起因の事故状況の推移であるが、令和 1 年は減少となったが令和 2 年では再び増加傾向になっている。

このように企業として従業員の健康管理が業界内で重要視されている中で、協和商会は労働安全衛生マネジメントシステムの構築の取組として以下 3 点を行う。法定の労働安全衛生を中心に従業員の健康安全の確保、ダイバーシティの推進、従業員のスキル向上の観点である。

図 6：健康起因事故の発生状況の推移

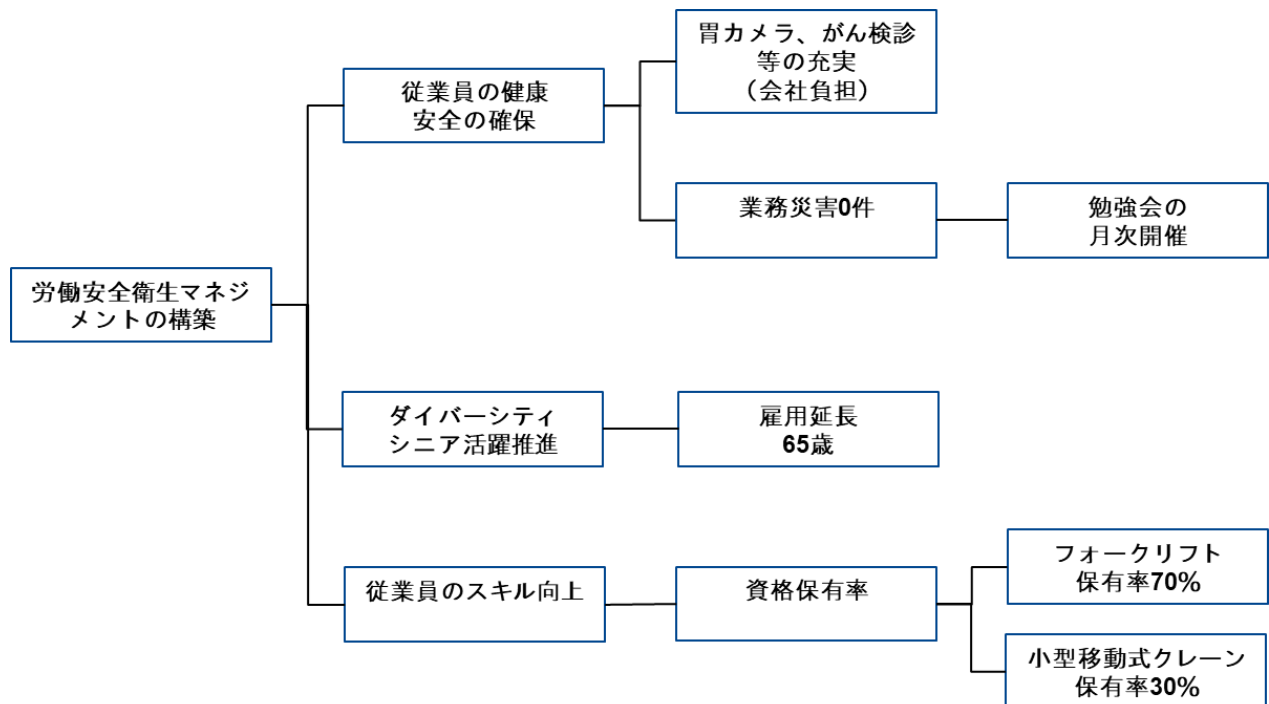


(出所) 国土交通省 事業用自動車健康起因事故対策協議会

「健康起因事故発生状況と健康起因事故防止のための取組」協議資料 (令和 3 年度) P2 より引用

協和商会の労働安全衛生マネジメントシステム構築の体系図は以下になる。

図 7：労働安全衛生マネジメントシステム構築のロジックツリー



(出所) 浜銀総合研究所が作成

取組の1点目は従業員の健康の確保として、法定検診以外の胃カメラ検査、血液検査で行うがん検診等の機会を従業員に提供することである。従業員に法定検診以外の受診希望をとり、協和商会の全額負担で実施している。法定検診の結果で再検査が必要との判断になった社員に対しては、一人ひとりに再検査の受診勧奨を行っている。

また、従業員の安全確保として、労災の防止をするために月次で勉強会を行うことである。図8は協和商会の安全衛生のための年間教育指導計画である。月次で重点実施事項を整理し、朝礼や職場会議等で周知徹底している。交通安全に関する取組は、業界団体のマニュアルなどを参考に協和商会オリジナルの指導計画を策定している。

2点目の取組は、シニア活躍推進である。運送業界含めて日本全体として人材不足となっている昨今、シニア層の活躍を推進している企業は増えている。高齢者雇用促進法により①65歳まで定年年齢を引き上げ②65歳までの継続雇用制度を導入③定年制の廃止を選択する形であるが、協和商会は①の65歳までの定年年齢の引き上げについて検討している。2021年4月に高齢者雇用促進法の改正があり、従業員の70歳までの就業機会の確保について企業に求めている。協和商会も65歳を超えた後も契約社員として業務に従事することを可能にしている。

ただし、ドライバーとして勤務する際には身体的衰えも考慮して業務に従事させている。70歳雇用の就業機会を提供する体制を順次整えている状況である。

3点目は従業員のスキル向上である。

協和商会の新規事業である太陽光パネルの回収・リサイクル事業を行うにあたり、現状従業員が保有している資格の保有率を上げていかなければならない。対象となる資格は、“フォークリフト”と“小型移動式クレーン”である。山林や傾斜のある土地に設置されている太陽パネルを撤去する際に求められる資格である。

現状の従業員の資格保有率は、表2にあるようにフォークリフトは55%、小型移動式クレーン15%である。今後はフォークリフトを70%、小型移動式クレーンを30%の取得率を目指す。

推進体制について、経理総務課長が中心となり取り組む。

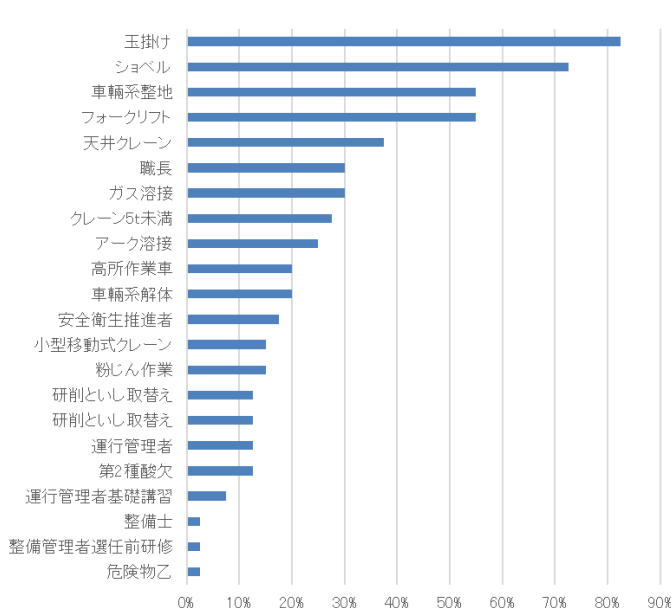
この取組はUNEP FIのインパクトレーダーでは「健康・衛生」・「教育」・「雇用」・「包括的で健全な経済」に該当し、SDGsの17目標169ターゲットでは「3.4」「4.7」「8.5」のゴールに貢献すると考えられる。

図8：安全衛生年間教育指導計画

基本方針、目標	陸上貨物運送労働災害防止規定の周知 ※ 適切な運行計画による運行管理の徹底と指揮の確立。 ※ タコグラフによる点検と個人指導の徹底。 ※ 作業基準の確立。 ※ 墜落、転落及び転倒災害の防止。	毎月(日)	※ 毎月 交通事故、労働災害防止に関する指導教育の実施。 ※ 安全衛生委員会の開催。 ※ 自主安全パトロールの実施。
重点事項	※ 安全衛生教育の徹底。 ※ 日常点検の実施。 ※ 自主健康管理への指導推進。 ※ 『飲酒運転根絶宣言』及び『飲酒運転防止対策マニュアル』の厳守。	実施事項	※ 定期自主点検、各車法定点検及び車検。 ※ シートベルトの完全着用。 ※ 日常点検完全実施。 ※ 運転中での携帯電話厳禁。
スローガン等	※ 『危険予知活動』の取組と検討・改善実施。 ※ 『しないさせない過労運転』 ※ 『交通災害ゼロはできません。やります。続けます。』		
月別重点実施事項		月別重点実施事項	
1月	①「年末年始労働災害防止強調運動」の実施。 ● 本運動の主旨及び実施事項の周知徹底。 ②「年末年始の輸送等に関する安全総点検」の実施。 ● 総点検実施事項の周知徹底。 ③「年末年始交通安全運動」の実施。 ● 輸送サービス向上と輸送設備等の点検。 ④ 寒冷期におけるスリップなどの運転事故未然防止。 ● 積雪、降雪、凍結道路での安全運転。 ⑤トラックを運転する場合の心得。 ○「会社方針」・「目標」・「運送マネジメント」の策定。	7月	① 全国安全週間の実施。 ● 本運動の主旨及び実施項目の周知徹底。 ② 補助者の再教育。 ● 補助者の任務及び点呼内容の再確認。 ③ 交差点左折時における事故防止。 ● 左折時の事故事例と危険予知訓練。 ④ 夏の交通安全運動実施期間。 ● 安全運転・労働災害防止(保護具の着用/飛降り禁止) ⑤ 適性診断の実施。(2月実施) ● 適性検査:運転手全員参加(自動車事故対策機構)
2月	① 飲酒運転の根絶に向けた取組強化。 ● 点呼の強化。 翌日の仕事を考慮した睡眠・酒量etc。 ②「運転日報」の記入方法。 ● 「運転日報」・「日常点検」の記入方法の再教育。 ③ 4時間以上の連続運転の禁止。 ● 10分以上2〜3回に分けて30分の休憩を取る事。 ④ 事故発生時の対応。 ● 事故時の対応及び記入フォーム配布指導教育。 ○ 積雪、降雪、凍結道路での安全運転。 ● 寒冷期におけるスリップなどの運転事故未然防止。	8月	① 運行管理体制の強化。 ● 適切な運行計画による運行管理の徹底と指揮の確立。 ② 過労管理の強化。 ● 夏期過労運転防止。(疲労回復3原則:睡眠・休養・栄養) ③ 夏期安全輸送の推進。 ● 夏期の運転上のポイント(学校などの夏休み) ④ 車両総点検/車両清掃 ● 日常点検以外の重要ポイントのチェック/車両清掃(車両は会社の看板) ⑤ 休憩所・仮眠室・車庫の清掃管理 ● 社員の皆が使用する施設の5Sの推進。
3月	①「危険予知KY活動」の訓練。 ● 日頃から「危険予知の習慣」を心掛ける。 ②「危険予知ボード」の作成。 ● 「危険予知ボード」訓練後、「作業基準書」の追加。 ③トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本事項。 ④ 交通事故をなくす「5Sの実践」 ● 資料配布指導。 ⑤「省エネ運転の実践」 ● 教育資料配布指導。 ● 過積載禁止、アイドリングストップ	9月	① 全国労働衛生週間準備月間。 ● 本運動の主旨を理解すると共に、ポスターの掲示。 ② 秋の交通安全運動の推進。21-30 ● 運行の安全を確保するための適切な措置要領。 ③ 異常気象時(台風)の措置要領の徹底。 ● 飲酒・過労運転・速度違反等の指導。 ④ 交差点・バック時・荷卸など事故防止。 ● 実態に沿った、危険予知訓練と対策。 ⑤ 過積載の危険性。(急カーブ・車間距離の確保などの横転・転落・追突防止)
4月	①「飲酒運転根絶宣言」・「飲酒運転防止対策マニュアルの再確認」 ② 平成18年8月施行 行政処分強化内容。 ● 飲酒・過労運転・過積載・速度違反etc 注意喚起。 ③ 春の交通安全運動の推進。 ● 本運動の主旨及び実施事項の周知徹底。 ④「人間の安全認識の本性」について ● 近道をせず、本人が自覚を持って行動する。 ⑤ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法。	10月	① 全国労働衛生週間の推進。 ● 本運動の主旨を理解すると共に、ポスターの掲示。 ② 健康管理への指導推進 ● 生活習慣病・睡眠・休養・栄養 ③ 追突事故・脇見運転の防止。 ● 居眠り運転の防止。 ④ 安全パトロール推進強化。(居眠り運転の兆候と休憩、ボンヤリ運転の排除) ⑤ 運転者の運転適性に応じた安全運転。
5月	① 行業期の安全運転の推進 ● 推進実施項目の周知徹底。 残暑含有注意。 過労防止。 ②トラックの構造上の特性。 ● ③ 貨物の正しい積載方法。 ④ 睡眠不足の及ぼす影響 ● 事故事例に学ぶ。(KY訓練) ● アオリ破損再発防止対策協議。 ⑤ チャート紙入れ忘れをしない。 ● 注意を喚起して、運転だけが業務でない認識を新たに持つ。 ⑦ 法改正による「日常点検表」・「運転日報」の変更及び記入方法・点検ハンマー使用方法他指導。	11月	① 交通法規の遵法精神の高揚。 ● 交通規則の復習 ② 適切な運行経路及び交通状況の確認。 ● ヒヤリ・ハット体験 ③ 冬場に装備を備える。 ● タイヤの溝・チェーンの確認。 ④ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法 ⑤ 挨拶・「ほうれんそう」の励行。 ● 積卸場所での挨拶。報告・連絡・相談の励行。
6月	① 全国安全週間準備月間 ● 本運動の主旨を理解すると共に、ポスターの掲示。 ② 雨天時の事故防止。 ● 日常点検(タイヤ磨耗・ワイパーの確認。スピードを抑える。 ③ 健康管理の重要性。 ● 安全性の向上を図るための装備を備える事業用自動車の適切な運転方法 ④ 危険予測運転の励行。 ● 不必要な追い越し運転禁止。車間距離を十分にとる事。 ⑤ 定期健康診断の実施。 ● 歩行者優先・オートバイ・自転車の巻き込み注意。	12月	①「年末年始労働災害防止強調運動」の実施。 ● 本運動の主旨を理解すると共に、ポスターの掲示。 ②「年末年始の輸送等に関する安全総点検」の実施。 ● 総点検実施事項の周知徹底。 ③「年末年始交通安全運動」の実施。 ● 飲酒運転・速度違反・過積載・車間距離の確保。 ④ 挨拶・「ほうれんそう」の励行。 ● 積卸場所での挨拶。報告・連絡・相談の励行。 ⑤ 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況。

(出所) 協和商会提供資料より引用



表2：資格保有率



資格	保有率
玉掛け	83%
ショベル	73%
フォークリフト	55%
車輪系整地	55%
天井クレーン	38%
ガス溶接	30%
職長	30%
クレーン5t未満	28%
アーク溶接	25%
車輪系解体	20%
高所作業車	20%
安全衛生推進者	18%
粉じん作業	15%
小型移動式クレーン	15%
第2種酸欠	13%
運行管理者	13%
研削といし取替え	13%
研削といし取替え	13%
運行管理者基礎講習	8%
整備士	3%
整備管理者選任前研修	3%
危険物乙	3%
整備士	3%

(出所) 協和商会提供資料より浜銀総合研究所が作成

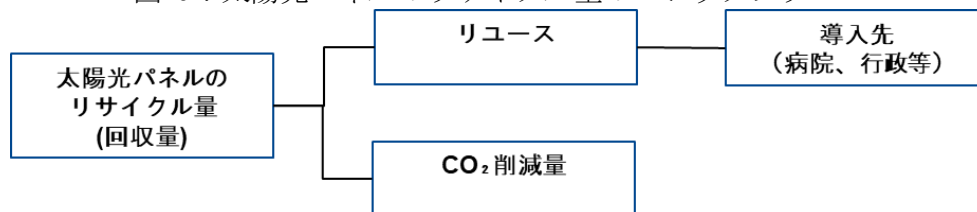
● 新事業における温室効果ガス・廃棄物の削減

項目	内容
インパクトの種類	ポジティブインパクト・ネガティブインパクト
インパクト・カテゴリ	ポジティブインパクト「エネルギー」・「資源効率・安全性」・「廃棄物」 ネガティブインパクト・「資源効率・安全性」・「気候」・「廃棄物」
影響を与える SDGs の目標	   
内容・対応方針	新事業（2023 年開始）における CO <sub>2</sub> ・廃棄物の削減
毎年モニタリングする目標と KPI	目標： 太陽光パネルのリサイクルによる CO <sub>2</sub> 、廃棄物削減 KPI： 太陽光パネル回収量 2023 年：約 30 トン 2024 年：約 50 トン 2025 年：約 70 トン 2026 年：約 100 トン 2027 年：約 150 トン 2028 年：約 220 トン 2029 年：約 400 トン 2030 年：約 400 トン 2031 年：約 500 トン

協和商会在担う新事業の目的は、リユースや太陽光パネル処理工程を円滑に行う事で環境負荷を軽減しリユース品を用いて災害対策などを行いエネルギーの社会還元を行っていくことである。

その背景としては、再生エネルギーの推進に伴い設備解体・撤去・収集・運搬・処分などの一連の工程が今後加速度的に増えていく為、適正な工程を行える業者が不足してくる。また、環境に配慮した事業を行うことも必要とされる。新事業と既存事業のシナジーは、（大規模設備等の解体や重機等を使用する）豊富な経験と各種取扱い免許を保有する人材を生かした解体工事からその輸送や処分までのワンストップ体制を生かすことが可能となることである。

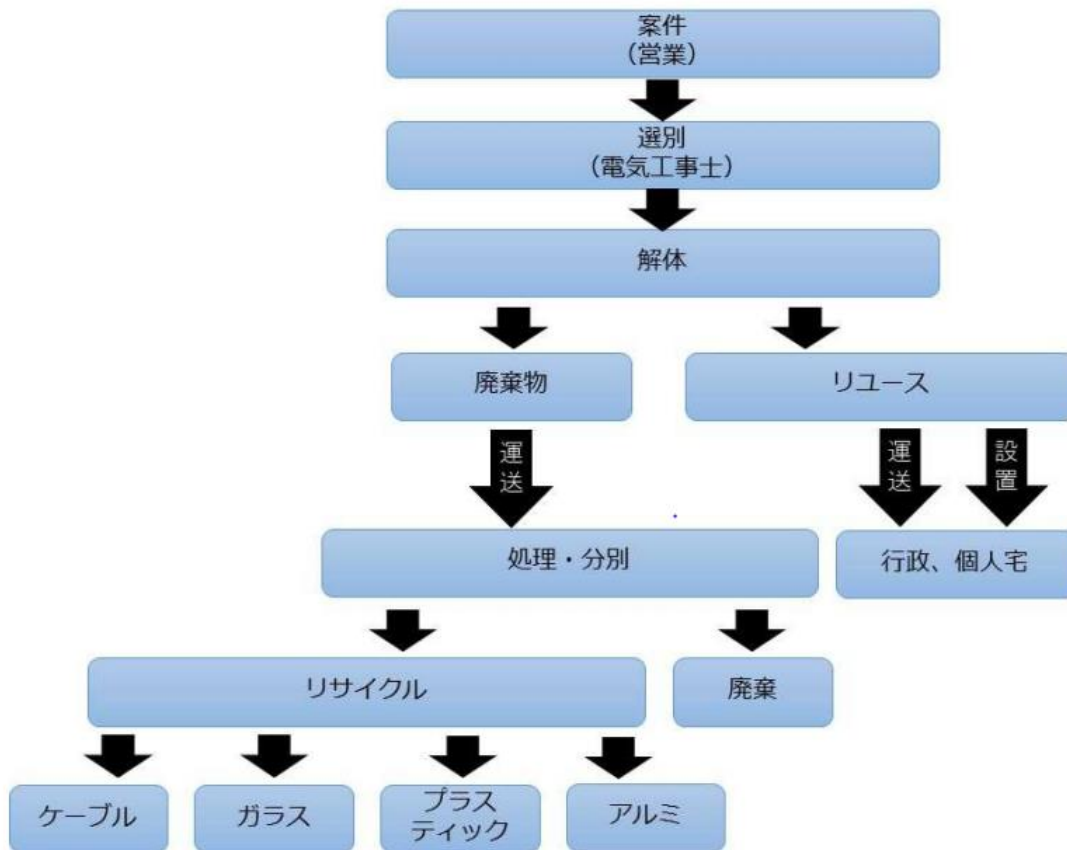
図 9：太陽光パネルのリサイクル量のロジックツリー



(出所) 浜銀総合研究所が作成

図 10 は、新事業の業務フローである。太陽光パネルを回収し、解体を経て、廃棄物とリユースに分ける。リユースは行政や個人宅へ無償で提供する。太陽パネルのメンテナンス料にて収益を確保する。廃棄物は、太陽パネルの製造メーカーによって素材が異なる為、機械装置を用い分別し素材別にリサイクルを行う。リサイクル率は 95%と高い水準を確保する。

図 10： 新事業の業務フロー

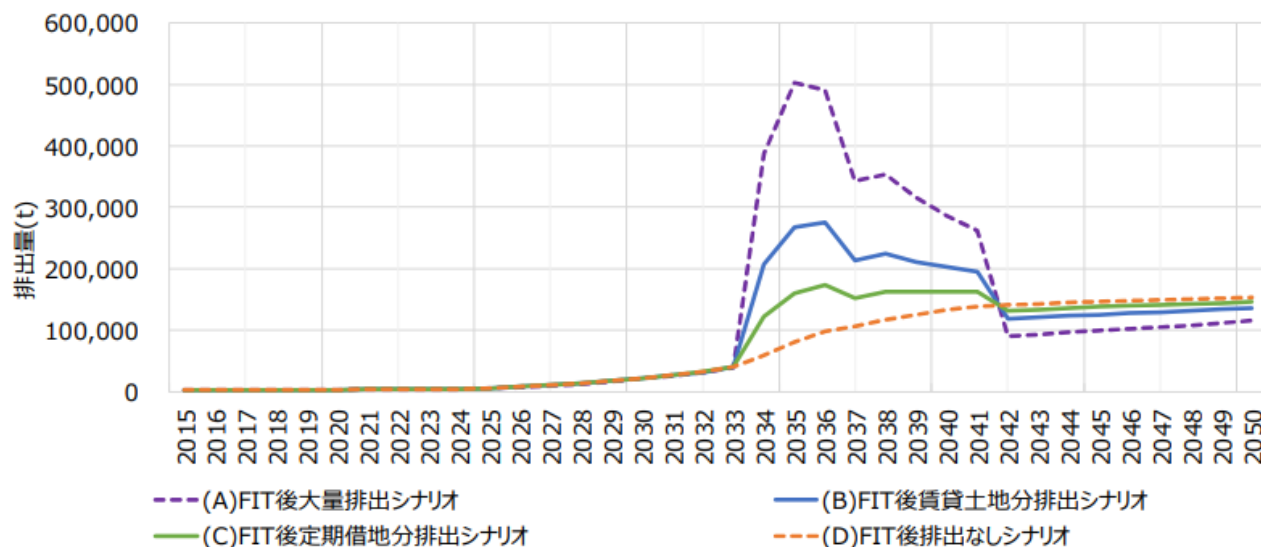


(出所) 協和商会提供資料より引用

日本では 2012 年に導入された「固定価格買取制度」をきっかけに太陽光発電が急速に広がり、多くの事業者が参入した。それから 10 年を経て、太陽光パネルの耐用年数はおおよそ 20～30 年と言われる中、太陽パネルの寿命が近づいてきている。太陽パネルを導入した事業者は廃棄に向けての準備を進める必要性がでてきている。

太陽光の廃棄される排出量は表 3 になる。2036 年には約 17～28 万トンの太陽光パネルの排出が見込まれる。また、事業における競業他社は全国で 35 社、関東圏の競合は協和商会を含めて 12 社になる。

表 3：太陽光パネル排出見込み量の推移



	排出見込量 (B)、(C)	2015年度の産 業廃棄物の最 終処分量に占め る割合
2020	約0.3万トン	0.03%
2025	約0.6万トン	0.06%
2030	約2.2万トン	0.2%
2036	約17~28万トン	1.7~2.7%

(出所) NEDO 新エネルギー部「太陽光発電リサイクルに関する動向 および評価手法の調査」  
(事後評価) (2014年度～2018年度 5年間) 研究開発の概要 (公開) (2019) P14 より引用

協和商会在新事業で担うリサイクルの年間受け入れ量は約 500 トンとなる。ただし事業開始初年度から 500 トンの受け入れは行わず、経年で受け入れ量を増加させる予定である。

このリサイクルに伴う CO<sub>2</sub>削減量は受け入れ最大値である 500 トンの場合 276,000t-CO<sub>2</sub>の削減が可能になる見通しである。

表 4：見込みリサイクル量と CO<sub>2</sub>削減量の推移

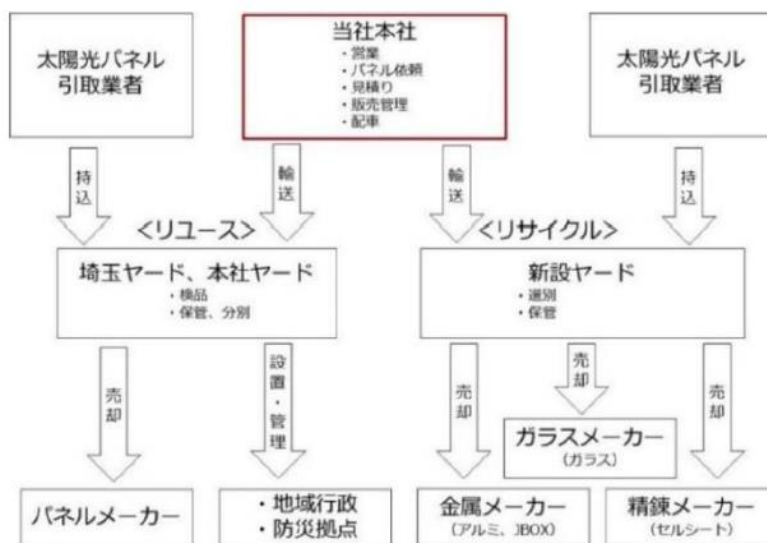
単位 (t-CO<sub>2</sub>/t)

見込みリサイクル量	エネルギー起源CO <sub>2</sub> 削減量	
2023年	約30t	16,560
2024年	約50t	27,600
2025年	約70t	38,640
2026年	約100t	55,200
2027年	約150t	82,800
2028年	約220t	121,440
2029年	約300t	165,600
2030年	約400t	220,800
2031年	約500t	276,000

(出所) 協和商会提供資料より 浜銀総合研究所が作成

図 11 の通りリユースされる太陽光パネルは、地域行政や防災拠点に無償で設置することや、パネルメーカーに売却をする。地域行政や防災拠点に設置した太陽光パネルのメンテナンス料を協和商会の収益とする。提供を受けた地域行政や防災拠点では、非常時の電源として活用できる他、BCP への取組に寄与することが可能になるだろう。

図 11：事業体制図





(出所) 協和商会提供資料より引用

推進体制について、本社営業、パネルリサイクル係、配車係、作業係が中心となり取り組む。

この取組は UNEP FI のインパクトレーダーでは「エネルギー」・「資源効率・安全性」・「気候」・「廃棄物」に該当し、SDGs の 17 目標 169 ターゲットでは「7.3」「11.6」「12.4」「13.1」のゴールに貢献すると考えられる。



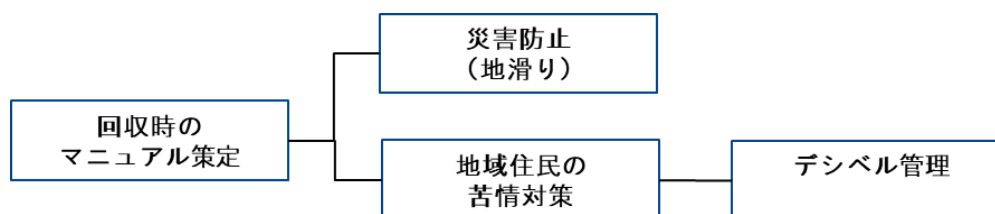
## ● 生態系・土壤汚染防止対策

項目	内容
インパクトの種類	ネガティブインパクト
インパクト・カテゴリ	ネガティブインパクト：「健康・衛生」「生物多様性と生態系サービス」・「土壌」
影響を与える SDGs の目標	 
内容・対応方針	生態系・土壌汚染防止対策
毎年モニタリングする目標と KPI	目標：生態系や土壌汚染防止の対策を講じる KPI：太陽光パネル回収のマニュアルを策定（2023 年度目標） 機材騒音対策（デシベルにて管理）を行い苦情 0 件を継続

太陽光の設置について、NEDO では、太陽光発電システムの自然災害や経年劣化に対して安全性と経済性を確保するため「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2017 年版」を作成し、より合理的かつ安全性の高い設計方法を盛り込んだ「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2019 年版」を公開している。

昨今は太陽パネル設置の場所の確保は難しくなっており、傾斜地や農地さらには水上へと太陽光発電の設置環境が拡大している。これらの特殊な設置環境に対して太陽光パネルの回収は生態系への影響や、近隣の住民への配慮等を行いつつ、慎重に行わなければならない。

図 12：生態系や土壌汚染防止の対策に関するロジックツリー



(出所) 浜銀総合研究所が作成

協和商会では、そのような対応について太陽光パネル回収時のマニュアルを作成し従業員への教育にも力を入れ、生態系への影響、地滑り等の災害を防止する。

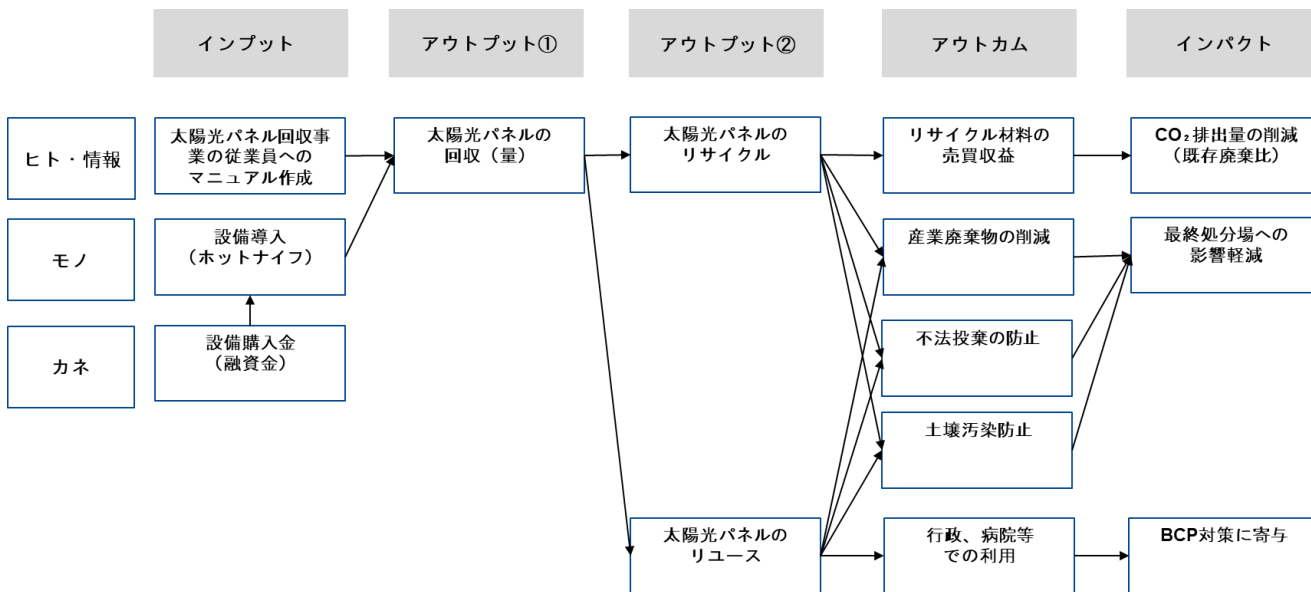
機械装置稼働時に有害物質が飛散しない処理方法（ホットナイフ）を採用しており、土壌汚染や環境面にも優しい業務フローとなっている。工場内の機械装置の騒音を管理すべく、機械稼働時には一定のデシベルに抑えるように日々管理する。

推進体制について、パネルリサイクル係、配車係、作業係が中心となり取り組む。

この取組は UNEP FI のインパクトレーダーでは「健康・衛生」「生物多様性と生態系サービス」「土壌」に該当し、SDGs の 17 目標 169 ターゲットでは「11.6」「15.4」のゴールに貢献すると考えられる。

新規事業の全体のロジックモデルは図 13 になる。

図 13：新事業のロジックモデル


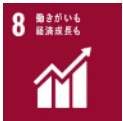


(出所) 浜銀総合研究所が作成

#### 4. 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトの種類、SDGs 貢献分類、影響を及ぼす範囲




協和商会の事業活動は、SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲットに以下のように関連している。

##### ● 車両清掃時の水資源の管理・AI を活用した運送効率向上

	ターゲット	内容
	6.3	2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	6.4	2030 年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。





期待されるターゲットの影響としては、定期的な清掃時の水使用量の効率を向上させている。また、運送効率の向上により企業の経済生産性に寄与する。

##### ● 労働安全衛生マネジメントシステムの構築

	ターゲット	内容
	3.4	2030 年までに、非感染症疾患（NCD）による早期死亡を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健および福祉を促進する。
	4.7	2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。



期待されるターゲットの影響としては、法定検診以外の選択肢を提供することで、従業員の健康を増進するための働きを行っている。新たな事業を含めて体制整備のため対象資格取得率向上に向けて、知識技能の習得を企業側負担のもと促進している。

## ● 新事業における温室効果ガス・廃棄物の削減

	ターゲット	内容
	7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
	11.6	2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

期待されるターゲットの影響としては、大量に廃棄される予定のある太陽光パネルを回収し、環境に悪影響を与えぬようにリサイクルを実施することで、CO<sub>2</sub>削減に寄与する。

## ● 生態系・土壌汚染防止対策

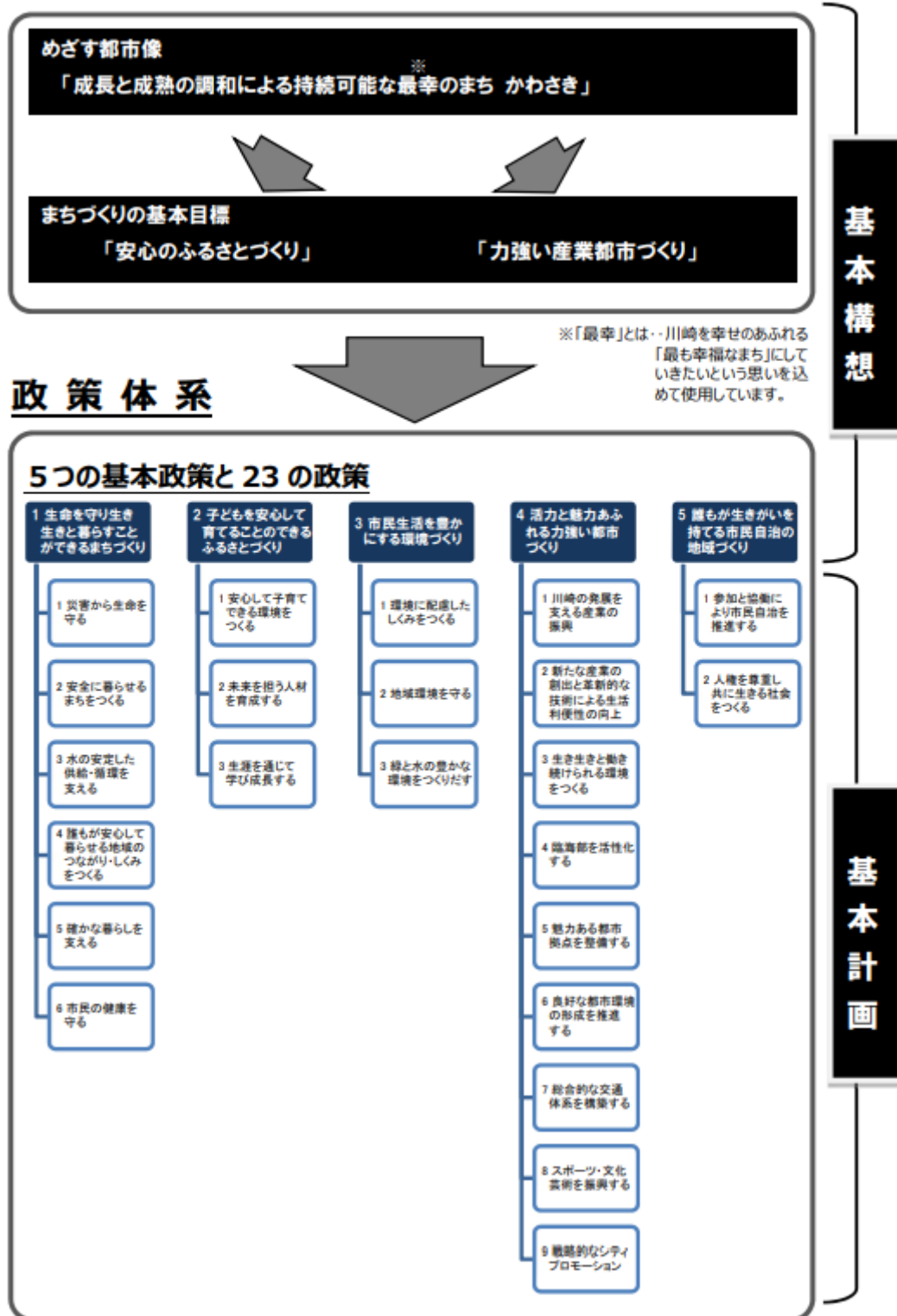
	ターゲット	内容
	11.6	2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。

期待されるターゲットの影響としては、太陽光パネル回収時及び解体時を含めて生態系、土壌汚染への影響を配慮した事業モデルになる。

## 5. 企業の所在地において認識される社会的課題・環境問題への貢献

協和商会の立地する川崎市では、川崎市総合計画第3期実施計画において、基本構想で掲げる「めざす都市像」及び「まちづくりの基本目標」、それに関連する5つの基本政策と23の政策を掲げており、社会的課題や環境問題への政策等の方向性について定めている。（図14）

図14：川崎市の総合計画第3期実施計画の基本構想と基本計画



（出所）川崎市「総合計画第3期実施計画」P13より引用

その中でも、「基本政策3 市民生活を豊かにする環境づくり」では、「1 環境に配慮したしくみをつくる」及び「2 地域環境を守る」の政策が掲げられており、その施策の方向性及び目標は下記のとおりである。（図17、図18）

図17：施策3-2-1 地球環境対策の推進

### 施策3-2-1 地域環境対策の推進

#### 3 施策の方向性

- ★ 脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」等を踏まえた、新たな「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」に基づく、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進
- ★ 地球温暖化に起因する異常気象等に対応する、気候変動適応策の取組の推進

#### 4 直接目標

- 地球温暖化による市民生活などへの影響を減らす

（出所）川崎市「川崎市総合計画第3期実施計画」P305より引用（抜粋）

図18：施策3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進

### 施策3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進

#### 3 施策の方向性

- ★ 市民・事業者・行政の協働によるごみの減量化・資源化の推進
- ★ 安定性・安全性を確保した効率的・効果的な廃棄物処理事業の推進
- ★ 脱炭素化に向けたプラスチック資源循環の推進

#### 4 直接目標

- 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を進める

（出所）川崎市「川崎市総合計画第3期実施計画」P313より引用（抜粋）

川崎市は地球環境対策の推進及び持続可能な循環型のまちづくりを推進するため、事業者へ脱炭素、廃棄物の抑制、3R等の協力を促しており、太陽光パネルのリユース・リサイクル取り組むことでCO<sub>2</sub>排出量の削減や廃棄物の発生抑制、再生利用を進める協和商会の事業は、川崎市の施策の方向性と合致していると言える。

## 6. 協和商会のサステナビリティ経営体制（推進体制、管理体制、実績）

協和商会は、小川代表取締役を最高責任者とし、事業活動とインパクトレーダー、SDGs との関連性について検討を重ね、取組内容の抽出を行っている。取組施策等は前段に記載した内容である。本ファイナンス実行後においても、小川代表取締役を最高責任者として全社員が一丸となり KPI の達成に向けた活動を実施し、社会的な課題解決への貢献とともに持続的な経営を実現し、中期経営計画の達成を目指していく。各 KPI は前述の推進体制に基づき各部門が中心となって取組、経営管理部が統括し、達成度合いをモニタリングしていく。

このような推進体制を構築することで、地域における社会的課題や環境問題にも積極的に取り組み、神奈川県内をリードしていく企業を目指す。

バリューチェーンの観点では、環境汚染や人権問題等に配慮された調達・整備・処分をすることが責務であるとの認識のもと、整備における環境・健康配慮のほか、廃棄物の最終処分における環境・社会配慮を行っている。

【協和商会】の責任者	代表取締役小川信彦
【協和商会】のモニタリング担当部（担当者）	【車両清掃時の水資源の管理・AI を活用した運送効率向上】 ：各営業所所長 【労働安全衛生マネジメントシステムの構築】 ：経理総務の課長 【新事業における温室効果ガス・廃棄物の削減】 ：各営業所所長 【生態系・土壌汚染防止対策】 ：各営業所所長
銀行に対する報告担当部	小川代表取締役

## 7. 横浜銀行によるモニタリングの頻度と方法

上記目標をモニタリングするタイミング、モニタリングする方法は以下になる。

本ファイナンスで設定した KPI の達成および進捗状況については、横浜銀行と協和商会の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に 1 回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場等を通じて実施する。具体的には、決算が 7 月のため、10 月頃に関連する資料を横浜銀行が受領し、モニタリングとなる指標についてフィードバック等のやりとりを行う。

横浜銀行は、KPI 達成に必要な資金およびその他ノウハウの提供、あるいは横浜銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。

モニタリング方法	対面、テレビ会議等の指定はない。 定例訪問等を通じて情報交換を行う
モニタリングの実施時期、頻度	年 1 回程度実施する。
モニタリングした結果のフィードバック方法	KPI 等の指標の進捗状況を確認しあい、必要に応じて対応策及び外部資源とのマッチングを検討する。

以 上